

<食品あんしん制度の概要>

食品あんしん制度は、貴社が加工、販売した食品に異物混入等の瑕疵が生じ、消費者に食中毒等の身体障害等が発生したり、身体障害を発生させる恐れが生じた場合に負担する法律上の賠償責任や各種の費用損害に対し、保険金をお支払いする制度です。

また、品質費用保険(未加工農産物用)にご加入いただくことにより、出荷した野菜・果実等の未加工農産物から残留農薬が検出され、回収等を行ったことによって支出した費用損害について、保険金をお支払いいたします(「残留農薬にかかわるポジティブリスト制度」対応版)。

	補償項目	主な保険金	お支払いにあたっての注意点	お支払いできない主な場合
生産物賠償責任保険	①消費者に対する賠償責任	加工販売した商品が他人に引き渡されたあと発生した、身体障害もしくは財物損壊に起因する賠償責任 ○被害者への損害賠償金 被害者(消費者)の治療費、休業損害、慰謝料など ○争訟費用 訴訟、仲裁、和解、調停に要する費用など ○見舞費用 身体障害に起因する賠償責任が発生し、保険金を支払う場合の被害者への見舞金 法律上の賠償責任が発生しない場合に支払った被害者への見舞金など …など	消費者に食中毒等の実際の身体障害や財物損壊が発生していることが保険金支払の条件となります。 (見舞費用は身体障害の発生が条件となります。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任 ・ 被保険者が所有、使用または管理する財物について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ・ 被保険者の使用人が、業務従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ・ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売した生産物に起因する賠償責任
	②販売店に対する賠償責任	消費者に身体障害を発生させたことにより、その原因と特定された商品を販売した販売店が被った収益減少等の経済的損害 ^{注1} を賠償する時の賠償金	消費者に食中毒等の実際の身体障害が発生し、被害者への賠償金について保険金の支払いがあることが保険金支払の条件となります。	…など

(注1 経済的損害とは)

経済的損害とは喪失利益および収益減少防止費用をいいます。

●喪失利益

事故発生により営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。営業利益とは、営業収益(売上高または生産高などの営業上の収益)から営業費用(売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用)を差し引いた額をいいます。

●収益減少防止費用

事故発生直前12か月のうち事故発生日から補償期間に回答する期間の営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために補償期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。補償期間とは、保険金を支払う期間であって、事故が発生した時に始まり、その事故の影響が消滅した状態に営業収益が復旧した時に終わります。

	補償項目	主な保険金	お支払いにあたっての注意点	お支払いできない主な場合
品質費用保険 (加工品用)	①事故の影響による喪失利益	事故の発生によって貴社の営業が休止・阻害された場合に、事故が発生しなかったならば計上することができた貴社の営業利益	<p>保険金支払の対象は、以下の2点を満たしている場合となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品(商品)の瑕疵の存在によって、消費者に身体障害が発生するか、もしくは発生させる恐れのあること ・「行政庁への届出」「マスコミによる社告」「行政庁の回収命令」のいずれかにより、瑕疵のある商品の回収等の実施および事故の発生またはその恐れが、客観的に明らかになったこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失による損害 ・ 保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失による法令違反によって生じた損害 ・ 食品の開発段階での欠陥や瑕疵によって生じた損害 ・ 食品の自然の消耗、かび、むれ、腐敗、変質または変色その他類似の事由による損害。ただし、製造、流通過程での人為的なミス等が介在した結果として生じた場合は保険金をお支払いします。 ・ 保存期間、賞味期限等の限定がある場合の、その期間を経過した後の品質劣化 <p>……など</p>
	②加工食品(商品)の回収費用	事故の発生または拡大の防止のため、同種の商品の回収に要したマスコミへの社告費用、通信費用、輸送費用、臨時倉庫等の賃借費用、通常以上に要した人件費、職員の出張費・宿泊費、廃棄費用などの費用		
	③商品の信頼度を回復させるための広告宣伝費用	事故の発生した商品について、安全対策を実施した等の、安全性に関する信頼を回復させ、マーケットシェアを回復させるための広告宣伝活動に要する費用 (品質費用保険支払限度額の25%が限度となります。)		
品質費用保険 (未加工農産物用)	①未加工農産物の回収費用	事故の発生または拡大の防止のため、同種の商品の回収に要したマスコミへの社告費用、通信費用、輸送費用、臨時倉庫等の賃借費用、通常以上に要した人件費、職員の出張費・宿泊費、廃棄費用などの費用	<p>取引先等に出荷した野菜・果実等の農産物から、保健所、食品衛生検査所または民間の検査機関^{※1}による検査で、「残留農薬基準^{※2}」もしくは「一律基準^{※3}」を超える残留農薬が検出され、行政機関から文書による当該農産物の回収の命令または指導が出されたか、あるいは行政機関への文書による回収の届出を行い、実際に回収等を行ったことによって支出した回収費用等の費用について保険金をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失による損害 ・ 保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失による法令違反によって生じた損害 ・ 本制度加入日より前に出荷した農作物の損害 ・ 無登録農薬(失効農薬を除きます。)が検出されたことによる損害 ・ 農薬取締法の規定によって販売・使用を禁止された農薬が検出されたことによる損害 <p>……など</p>
	②商品の信頼度を回復させるための広告宣伝費用	事故の発生した商品について、安全対策を実施した等の、安全性に関する信頼を回復させ、マーケットシェアを回復させるための広告宣伝活動に要する費用 (品質費用保険支払限度額の25%が限度となります。)		

※1: 検査機関とは検査を業務として行う機関をいいます。会員農業法人による自主検査や会員農業法人が委託した機関による出荷前の検査ならびに日本国外における検査は対象外です。

※2: 食品衛生法の規定に基づいて、厚生労働大臣が定めた食品等の成分に係る規格のうち、食品に残留する農薬に関する基準値

※3: 食品衛生法の規定に基づいて、人の健康を損なう恐れのない量として厚生労働大臣が定めた量